

頁	現計画	修正案
62	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(1) 町及び防災関係機関は、地震及び津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。)の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>第2 町の活動体制</p> <p style="text-align: right;">【各部】</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(1) 町及び防災関係機関は、地震及び津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し</u>、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>第2 町の活動体制</p> <p style="text-align: right;">【各部】</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。<u>なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p>
63	<p>1 災害警戒本部の設置 [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ その他災害警戒の必要があるとき。</p> <p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部の組織は、次表を原則とする。</p> <p>支部は、町内で震度4を観測若しくは林野災害が発生したとき又は気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発表されたときにおいて本部長が災害警戒を特に必要と認めたときに設置する。</p>	<p>1 災害警戒本部の設置 [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。</u></p> <p>⑤ その他災害警戒の必要があるとき。</p> <p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部の組織は、次表を原則とする。</p> <p>支部は、町内で震度4を観測若しくは林野災害が発生したとき又は<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>、気象警報、高潮警報、波浪警報若しくは洪水警報が発表されたときにおいて本部長が災害警戒を特に必要と認めたときに設置する。</p>
修正理由	<p>○防災基本計画の修正の伴う修正</p> <p>○町独自の修正(山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正)</p>	

頁	現計画	修正案																				
63	<p>災害警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="256 230 818 472"> <tr> <td>区 分</td> <td>町内で震度4を観測 <u>又は</u> 林野火災が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>各支部</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 災害対策本部 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策本部の所掌事務 [略]</p> <p>【災害対策本部の所掌事務】</p> <p>① 初動対応 ～発災直後～</p>	区 分	町内で震度4を観測 <u>又は</u> 林野火災が発生したとき。	本部長	[略]	副本部長	[略]	本部員	[略]	各支部	[略]	<p>災害警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="858 230 1420 546"> <tr> <td>区 分</td> <td>町内で震度4を観測 <u>若しくは</u> 林野火災が発生したとき <u>又は</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>各支部</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 災害対策本部 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策本部の所掌事務 [略]</p> <p>【災害対策本部の所掌事務】</p> <p>① 初動対応 ～発災直後～</p>	区 分	町内で震度4を観測 <u>若しくは</u> 林野火災が発生したとき <u>又は</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたとき。</u>	本部長	[略]	副本部長	[略]	本部員	[略]	各支部	[略]
区 分	町内で震度4を観測 <u>又は</u> 林野火災が発生したとき。																					
本部長	[略]																					
副本部長	[略]																					
本部員	[略]																					
各支部	[略]																					
区 分	町内で震度4を観測 <u>若しくは</u> 林野火災が発生したとき <u>又は</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたとき。</u>																					
本部長	[略]																					
副本部長	[略]																					
本部員	[略]																					
各支部	[略]																					
67	<table border="1" data-bbox="256 896 818 1292"> <thead> <tr> <th>時間経過の目安</th> <th>部 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発災直後</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校教育 部</td> <td>1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過の目安	部 名	所掌事務	発災直後	[略]	[略]	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。	[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="858 896 1420 1292"> <thead> <tr> <th>時間経過の目安</th> <th>部 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発災直後</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校教育 部</td> <td>1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過の目安	部 名	所掌事務	発災直後	[略]	[略]	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。	[略]	[略]
時間経過の目安	部 名	所掌事務																				
発災直後	[略]	[略]																				
	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。																				
	[略]	[略]																				
時間経過の目安	部 名	所掌事務																				
発災直後	[略]	[略]																				
	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。																				
	[略]	[略]																				
68	<p>② 緊急対応～発災翌日から1週間程度～</p> <table border="1" data-bbox="256 1368 818 1765"> <thead> <tr> <th>時間経過の目安</th> <th>部 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発災翌日から1週間程度</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校教育 部</td> <td>1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過の目安	部 名	所掌事務	発災翌日から1週間程度	[略]	[略]	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。	[略]	[略]	<p>② 緊急対応～発災翌日から1週間程度～</p> <table border="1" data-bbox="858 1368 1420 1765"> <thead> <tr> <th>時間経過の目安</th> <th>部 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発災翌日から1週間程度</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校教育 部</td> <td>1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過の目安	部 名	所掌事務	発災翌日から1週間程度	[略]	[略]	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。	[略]	[略]
時間経過の目安	部 名	所掌事務																				
発災翌日から1週間程度	[略]	[略]																				
	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営協力に関すること。																				
	[略]	[略]																				
時間経過の目安	部 名	所掌事務																				
発災翌日から1週間程度	[略]	[略]																				
	学校教育 部	1 [略] 2 指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。																				
	[略]	[略]																				
修正理由	<p>○町独自の修正（山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正）</p> <p>○町独自の修正（所要の修正）</p>																					

頁	現計画	修正案																																																		
69	<p>③ 応急対応 ～発災から1週間程度経過後以降～ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 309 826 918"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木工務・都市施設班</td> <td>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 応急復旧用建設資機材及び建築資材の確保に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td rowspan="2">下水道班</td> <td>1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	所掌事務	根拠法令	[略]	[略]	[略]	[略]	建設部	[略]	[略]		土木工務・都市施設班	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 応急復旧用建設資機材及び建築資材の確保に関すること。		[略]	[略]	[略]	[略]	上下水道部	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。		[略]	[略]	<p>③ 応急対応 ～発災から1週間程度経過後以降～ [略]</p> <table border="1" data-bbox="858 309 1428 918"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木工務・都市施設班</td> <td>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 応急復旧用建設資機材の確保に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td rowspan="2">水道班</td> <td>1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	所掌事務	根拠法令	[略]	[略]	[略]	[略]	建設部	[略]	[略]		土木工務・都市施設班	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 応急復旧用建設資機材の確保に関すること。		[略]	[略]	[略]	[略]	上下水道部	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。		[略]	[略]
部名	班名	所掌事務	根拠法令																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
建設部	[略]	[略]																																																		
	土木工務・都市施設班	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 応急復旧用建設資機材及び建築資材の確保に関すること。																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
上下水道部	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。																																																		
		[略]	[略]																																																	
部名	班名	所掌事務	根拠法令																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
建設部	[略]	[略]																																																		
	土木工務・都市施設班	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 応急復旧用建設資機材の確保に関すること。																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
上下水道部	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。																																																		
		[略]	[略]																																																	
72	<table border="1" data-bbox="256 1254 826 1747"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td rowspan="2">水道班</td> <td>1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略] (4)～(8) [略] 3～5 [略]</p>	上下水道部	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。		[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="858 1254 1428 1747"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td rowspan="2">下水道班</td> <td>1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略] (4)～(8) [略] 3～5 [略]</p>	上下水道部	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。		[略]	[略]																																						
上下水道部	水道班			1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 施設の供用停止及び制限に関すること。																																																
		[略]	[略]																																																	
上下水道部	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設の供用停止及び制限に関すること。																																																		
		[略]	[略]																																																	
修正理由	○町独自の修正 (所要の修正)																																																			

頁	現計画	修正案																									
78	<p>第2節 職員の動員計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 配備体制 [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 387 834 757"> <thead> <tr> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td rowspan="2">災害警戒本部</td> <td>本部職員</td> </tr> <tr> <td>その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。</td> <td>各支部長及び副部長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備体制	動員範囲	[略]	災害警戒本部	本部職員	その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。	各支部長及び副部長	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 職員の動員計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 配備体制 [略]</p> <table border="1" data-bbox="858 387 1436 913"> <thead> <tr> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td rowspan="3">災害警戒本部</td> <td rowspan="3">本部職員 各支部長及び副部長</td> </tr> <tr> <td><u>町内で林野火災が発生したとき</u></td> </tr> <tr> <td><u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備体制	動員範囲	[略]	災害警戒本部	本部職員 各支部長及び副部長	<u>町内で林野火災が発生したとき</u>	<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。</u>	その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。			[略]	[略]	[略]
配備基準	配備体制	動員範囲																									
[略]	災害警戒本部	本部職員																									
その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。		各支部長及び副部長																									
[略]	[略]	[略]																									
配備基準	配備体制	動員範囲																									
[略]	災害警戒本部	本部職員 各支部長及び副部長																									
<u>町内で林野火災が発生したとき</u>																											
<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。</u>																											
その他災害が発生するおそれがあると災害警戒本部長が認めるとき。																											
[略]	[略]	[略]																									
79	<p>第3 動員体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 動員の系統 [略]</p> <p>(1) 災害警戒本部 【町内で震度4を観測<u>又は</u>林野火災が発生したとき】</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>第3 動員体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 動員の系統 [略]</p> <p>(1) 災害警戒本部 【町内で震度4を観測<u>若しくは</u>林野火災が発生したとき <u>又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたとき</u>】</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>																									
81	<p>第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統 [略]</p> <p>津波伝達系統図 [別図]</p>	<p>第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統 [略]</p> <p>津波伝達系統図 [別図]</p>																									
修正理由	<p>○町独自の修正 (所要の修正)</p> <p>○町独自の修正 (山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正)</p>																										

頁	現計画	修正案												
95	<p>第5節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 349 826 555"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 349 352 432">実施機関</th> <th data-bbox="352 349 730 432">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th data-bbox="730 349 826 432">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 432 352 555">町本部長</td> <td data-bbox="352 432 730 555"> 1 [略] 2 避難指示の実施状況 [略] </td> <td data-bbox="730 432 826 555">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告 (1)～(13) [略] <u>[新規]</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 災害情報通信の確保 (1) 災害情報通信のための電話の指定 [略]</p>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	様式	町本部長	1 [略] 2 避難指示の実施状況 [略]	[略]	<p>第5節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="858 349 1428 591"> <thead> <tr> <th data-bbox="858 349 954 432">実施機関</th> <th data-bbox="954 349 1332 432">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th data-bbox="1332 349 1428 432">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="858 432 954 591">町本部長</td> <td data-bbox="954 432 1332 591"> 1 [略] 2 避難指示等の実施状況 [略] </td> <td data-bbox="1332 432 1428 591">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告 (1)～(13) [略] <u>(14) 町本部長は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 災害情報通信の確保 (1) 災害情報通信のための電話の指定 [略]</p>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	様式	町本部長	1 [略] 2 避難指示等の実施状況 [略]	[略]
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	様式												
町本部長	1 [略] 2 避難指示の実施状況 [略]	[略]												
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	様式												
町本部長	1 [略] 2 避難指示等の実施状況 [略]	[略]												
修正理由	<p>○町独自の修正（山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正）</p> <p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>													

頁	現計画	修正案																																																																								
101	<p>※ 災害時優先電話設置場所・電話番号一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>82-3142</td> <td>織笠コ ミセン</td> <td>82-4884</td> <td>船越 保育園</td> <td>84-2534</td> </tr> <tr> <td>船越支所</td> <td>84-3232</td> <td>大浦漁 村セン ター</td> <td>84-3221</td> <td>山田 中 学 校</td> <td>82-2612</td> </tr> <tr> <td>豊間 根支 所</td> <td>86-2111</td> <td>わかば 幼稚園</td> <td>86- 2510</td> <td>豊間 根小 学校</td> <td>86-2412</td> </tr> <tr> <td>豊間 根保 育園</td> <td>86-2745</td> <td>織笠保 育園</td> <td>82-3219</td> <td>山田 小 学 校</td> <td>82-9581</td> </tr> <tr> <td>ふる さと セン ター</td> <td>82-4333</td> <td>轟木児 童館</td> <td>82-2715</td> <td>船越 小 学 校</td> <td>84-2351</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p>	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	総務課	82-3142	織笠コ ミセン	82-4884	船越 保育園	84-2534	船越支所	84-3232	大浦漁 村セン ター	84-3221	山田 中 学 校	82-2612	豊間 根支 所	86-2111	わかば 幼稚園	86- 2510	豊間 根小 学校	86-2412	豊間 根保 育園	86-2745	織笠保 育園	82-3219	山田 小 学 校	82-9581	ふる さと セン ター	82-4333	轟木児 童館	82-2715	船越 小 学 校	84-2351	<p>※ 災害時優先電話設置場所・電話番号一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>82-3142</td> <td>織笠コ ミセン</td> <td>82-4884</td> <td>船越 保育園</td> <td>84-2534</td> </tr> <tr> <td>船越支所</td> <td>84-3232</td> <td>大浦漁 村セン ター</td> <td>84-3221</td> <td>山田 中 学 校</td> <td>82-2612</td> </tr> <tr> <td>豊間 根支 所</td> <td>86-2111</td> <td>豊間根 小学校</td> <td>86-2412</td> <td>豊間 根保 育園</td> <td>86-2745</td> </tr> <tr> <td>織笠 保 育 園</td> <td>82-3219</td> <td>山田小 学校</td> <td>82-9581</td> <td>ふる さと セン ター</td> <td>82-4333</td> </tr> <tr> <td>轟木 児 童 館</td> <td>82-2715</td> <td>船越小 学校</td> <td>84-2351</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p>	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	総務課	82-3142	織笠コ ミセン	82-4884	船越 保育園	84-2534	船越支所	84-3232	大浦漁 村セン ター	84-3221	山田 中 学 校	82-2612	豊間 根支 所	86-2111	豊間根 小学校	86-2412	豊間 根保 育園	86-2745	織笠 保 育 園	82-3219	山田小 学校	82-9581	ふる さと セン ター	82-4333	轟木 児 童 館	82-2715	船越小 学校	84-2351		
設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号																																																																					
総務課	82-3142	織笠コ ミセン	82-4884	船越 保育園	84-2534																																																																					
船越支所	84-3232	大浦漁 村セン ター	84-3221	山田 中 学 校	82-2612																																																																					
豊間 根支 所	86-2111	わかば 幼稚園	86- 2510	豊間 根小 学校	86-2412																																																																					
豊間 根保 育園	86-2745	織笠保 育園	82-3219	山田 小 学 校	82-9581																																																																					
ふる さと セン ター	82-4333	轟木児 童館	82-2715	船越 小 学 校	84-2351																																																																					
設置場所	電話番号	設置場所	電話番号	設置場所	電話番号																																																																					
総務課	82-3142	織笠コ ミセン	82-4884	船越 保育園	84-2534																																																																					
船越支所	84-3232	大浦漁 村セン ター	84-3221	山田 中 学 校	82-2612																																																																					
豊間 根支 所	86-2111	豊間根 小学校	86-2412	豊間 根保 育園	86-2745																																																																					
織笠 保 育 園	82-3219	山田小 学校	82-9581	ふる さと セン ター	82-4333																																																																					
轟木 児 童 館	82-2715	船越小 学校	84-2351																																																																							
102	<p>第6節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>1・2 [略] 3 町長等が実施した避難指示 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(町本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	町本部長	1・2 [略] 3 町長等が実施した避難指示 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示 [略]	[略]	[略]	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]	<p>第6節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>1・2 [略] 3 町長等が実施した避難指示等 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(町本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	町本部長	1・2 [略] 3 町長等が実施した避難指示等 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 [略]	[略]	[略]	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]																																												
実施機関	広報広聴活動の内容																																																																									
町本部長	1・2 [略] 3 町長等が実施した避難指示 [略]																																																																									
県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示 [略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
部	班	担 当 業 務																																																																								
[略]	[略]	[略]																																																																								
実施機関	広報広聴活動の内容																																																																									
町本部長	1・2 [略] 3 町長等が実施した避難指示等 [略]																																																																									
県本部長	1・2 [略] 3 市町村長等が実施した避難指示等 [略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
部	班	担 当 業 務																																																																								
[略]	[略]	[略]																																																																								
修正理由	○町独自の修正（所要の修正）																																																																									

頁	現計画	修正案
103	第3 実施要領 1 広報活動 (1) (2) [略] (3) 町民に対する広報 ① 広報の内容 [略] ア・イ [略] ウ <u>高齢者等避難及び</u> 避難指示の発令状況 エ～シ [略]	第3 実施要領 1 広報活動 (1) (2) [略] (3) 町民に対する広報 ① 広報の内容 [略] ア・イ [略] ウ 避難指示 <u>等</u> の発令状況 エ～シ [略]
104	②・③ [略] (4) [略] 2 [略]	②・③ [略] (4) [略] 2 [略]
	第7節 交通確保・輸送計画 第1 基本方針 [略]	第7節 交通確保・輸送計画 第1 基本方針 (1)～(5) [略]
106	第2 実施機関（責任者） [略] 第3 交通確保 1 [略] 2 防災拠点の指定 (1) [略] (2) [略] ① [略] ② 物資集積拠点 中央公民館、旧山田高校体育館、災害備蓄倉庫 ③ [略]	第2 実施機関（責任者） [略] 第3 交通確保 1 [略] 2 防災拠点の指定 (1) [略] (2) [略] ① [略] ② 物資集積拠点 中央公民館、旧山田高校体育館、災害備蓄倉庫、 <u>旧荒川小学校、道の駅やまだ</u> <u>(船越)</u> ③ [略]
107	(3) [略] 3 緊急輸送道路の指定 [略] (1)～(3) [略]	(3) [略] 3 緊急輸送道路の指定 [略] (1)～(3) [略]
108	※ 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路 [] は町以外の管理、()は再掲。 [別図] 4～6 [略] 第4 緊急輸送 [略]	[削除] [別図] 4～6 [略] 第4 緊急輸送 [略]
修正理由	○町独自の修正（物資集積拠点の追加）	

頁	現計画	修正案																																														
117	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1) (2) [略]</p> <p>(3) 救急・救助活動</p> <p>① [略]</p> <p>② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、<u>人員</u>、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。</p> <p>③ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1) (2) [略]</p> <p>(3) 救急・救助活動</p> <p>① [略]</p> <p>② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。</p> <p>③ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>																																														
120	<table border="1" data-bbox="256 815 815 1294"> <thead> <tr> <th>消防本部名</th> <th>時間帯別</th> <th>連絡窓口</th> <th>NTT等加入電話</th> <th>地域衛星ネットワーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮古地区広域行政組合消防本部</td> <td>昼</td> <td>消防課</td> <td>電話 0193-71-1159</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>指令課</td> <td>FAX 0193-<u>77-5019</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 [略]</p>	消防本部名	時間帯別	連絡窓口	NTT等加入電話	地域衛星ネットワーク	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	宮古地区広域行政組合消防本部	昼	消防課	電話 0193-71-1159	[略]	夜	指令課	FAX 0193- <u>77-5019</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="858 815 1417 1525"> <thead> <tr> <th>消防本部名</th> <th>時間帯別</th> <th>連絡窓口</th> <th>NTT等加入電話</th> <th>地域衛星ネットワーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮古地区広域行政組合消防本部</td> <td>昼</td> <td>消防課</td> <td>電話 0193-71-1159 <u>FAX</u> <u>0193-62-9008</u></td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>指令課</td> <td><u>電話</u> <u>0193-77-5019</u> <u>FAX</u> <u>0193-62-9008</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 [略]</p>	消防本部名	時間帯別	連絡窓口	NTT等加入電話	地域衛星ネットワーク	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	宮古地区広域行政組合消防本部	昼	消防課	電話 0193-71-1159 <u>FAX</u> <u>0193-62-9008</u>	[略]	夜	指令課	<u>電話</u> <u>0193-77-5019</u> <u>FAX</u> <u>0193-62-9008</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消防本部名	時間帯別	連絡窓口	NTT等加入電話	地域衛星ネットワーク																																												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																												
宮古地区広域行政組合消防本部	昼	消防課	電話 0193-71-1159	[略]																																												
	夜	指令課	FAX 0193- <u>77-5019</u>																																													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																												
消防本部名	時間帯別	連絡窓口	NTT等加入電話	地域衛星ネットワーク																																												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																												
宮古地区広域行政組合消防本部	昼	消防課	電話 0193-71-1159 <u>FAX</u> <u>0193-62-9008</u>	[略]																																												
	夜	指令課	<u>電話</u> <u>0193-77-5019</u> <u>FAX</u> <u>0193-62-9008</u>																																													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																												
修正理由	○町独自の修正（連絡先の修正）																																															

頁	現計画	修正案																																																									
123	<p>第9節 津波・浸水対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 水門等の操作</p>	<p>第9節 津波・浸水対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 水門等の操作</p>																																																									
123	<p>水門、<u>ひ門</u>等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、<u>震度4以上を観測した場合並びに津波警報等</u>が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、<u>あらかじめ定めた安全確保策に従い</u>、閉鎖する。</p> <p>管理者は、<u>地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、地方支部土木班長等に応援を要請する。</u></p>	<p>水門、<u>陸閘</u>等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報等が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、<u>自動一斉閉鎖により</u>閉鎖する。</p> <p>管理者は、<u>何らかの事情により自動一斉閉鎖が行われない又は手動一斉閉鎖の必要が生じた場合は、手動一斉閉鎖により閉鎖を行う。</u></p>																																																									
123	<p>3～5 [略]</p>	<p>3～5 [略]</p>																																																									
125	<p>第10節 相互応援協力計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p>	<p>第10節 相互応援協力計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p>																																																									
128	<p>1 [略]</p> <p>2 団体等との協力 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>協定締結先</th> <th>協定等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>日本郵便株式会社</u></td> <td><u>山田町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>岩手県石油商業協同組合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>宮古薬剤師会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>山田地区建設業会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>NPO 法人コメリ災害対策センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>日立建機日本(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>岩手県生活衛生同業組合中央会</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定締結先	協定等名	1	[略]	[略]	2	<u>日本郵便株式会社</u>	<u>山田町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</u>	3	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	[略]	4	岩手県石油商業協同組合	[略]	5	宮古薬剤師会	[略]	6	山田地区建設業会	[略]	7	NPO 法人コメリ災害対策センター	[略]	8	日立建機日本(株)	[略]	9	岩手県生活衛生同業組合中央会	[略]	<p>1 [略]</p> <p>2 団体等との協力 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>協定締結先</th> <th>協定等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td>東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td>岩手県石油商業協同組合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>宮古薬剤師会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>山田地区建設業会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td>NPO 法人コメリ災害対策センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>日立建機日本(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td>岩手県生活衛生同業組合中央会</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定締結先	協定等名	1	[略]	[略]	<u>2</u>	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	[略]	<u>3</u>	岩手県石油商業協同組合	[略]	<u>4</u>	宮古薬剤師会	[略]	<u>5</u>	山田地区建設業会	[略]	<u>6</u>	NPO 法人コメリ災害対策センター	[略]	<u>7</u>	日立建機日本(株)	[略]	<u>8</u>	岩手県生活衛生同業組合中央会	[略]
No.	協定締結先	協定等名																																																									
1	[略]	[略]																																																									
2	<u>日本郵便株式会社</u>	<u>山田町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</u>																																																									
3	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	[略]																																																									
4	岩手県石油商業協同組合	[略]																																																									
5	宮古薬剤師会	[略]																																																									
6	山田地区建設業会	[略]																																																									
7	NPO 法人コメリ災害対策センター	[略]																																																									
8	日立建機日本(株)	[略]																																																									
9	岩手県生活衛生同業組合中央会	[略]																																																									
No.	協定締結先	協定等名																																																									
1	[略]	[略]																																																									
<u>2</u>	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	[略]																																																									
<u>3</u>	岩手県石油商業協同組合	[略]																																																									
<u>4</u>	宮古薬剤師会	[略]																																																									
<u>5</u>	山田地区建設業会	[略]																																																									
<u>6</u>	NPO 法人コメリ災害対策センター	[略]																																																									
<u>7</u>	日立建機日本(株)	[略]																																																									
<u>8</u>	岩手県生活衛生同業組合中央会	[略]																																																									
修正理由	<p>○町独自の修正（山田町水門・陸閘操作規則の一部改訂に伴う修正）</p> <p>○所要の修正（情報の更新）</p>																																																										

頁	現計画		修正案			
129	10	社会福祉法人正受会 社会福祉法人親和会 (株)メイト (有)ヘルパーはうす (有)すずらん介護事業所 (株)ウェルファー (有)介護施設あお空	[略]	<u>9</u>	社会福祉法人正受会 社会福祉法人親和会 (株)メイト (有)ヘルパーはうす (有)すずらん介護事業所 (株)ウェルファー (有)介護施設あお空	[略]
	11	医療法人晃生会 社会福祉法人山田町社会福祉協議会 (有)あすなる (有)山崎タクシー 特定非営利活動法人石峠宅老所	[略]	<u>10</u>	医療法人晃生会 社会福祉法人山田町社会福祉協議会 (有)あすなる (有)山崎タクシー 特定非営利活動法人石峠宅老所	[略]
	12	日本福祉用具供給協会	[略]	<u>11</u>	日本福祉用具供給協会	[略]
	13	宮古歯科医師会	[略]	<u>12</u>	宮古歯科医師会	[略]
	14	ヤマト運輸株式会社	[略]	<u>13</u>	ヤマト運輸株式会社	[略]
	15	(一社)日本防災防犯自販機推進機構	[略]	<u>14</u>	(一社)日本防災防犯自販機推進機構	[略]
	16	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	[略]	<u>15</u>	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	[略]
	3～5	[略]		<u>16</u>	<u>三菱自動車工業(株)</u>	<u>災害時における電動車両等の支援に関する協定</u>
				<u>17</u>	<u>日本郵便株式会社東北支社</u>	<u>山田町と日本郵便との包括連携に関する協定</u>
				<u>18</u>	<u>ヤフー株式会社</u>	<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>
				<u>19</u>	<u>株式会社トップクルー</u>	<u>災害時等における無人航空機による業務協力に関する協定</u>
修正理由	○所要の修正 (情報の更新)					

頁	現計画	修正案																								
131	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 423 815 817"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>町計画の該当章 節 ※編の記載がない項目は第2編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	町計画の該当章 節 ※編の記載がない項目は第2編	[略]	[略]	[略]	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1・2 [略] 3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]</p> <table border="1" data-bbox="858 423 1417 817"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>町計画の該当章 節 ※編の記載がない項目は第2編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	町計画の該当章 節 ※編の記載がない項目は第2編	[略]	[略]	[略]	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	[略]	[略]	[略]	[略]
項目	内容	町計画の該当章 節 ※編の記載がない項目は第2編																								
[略]	[略]	[略]																								
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	[略]																								
[略]	[略]	[略]																								
項目	内容	町計画の該当章 節 ※編の記載がない項目は第2編																								
[略]	[略]	[略]																								
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	[略]																								
[略]	[略]	[略]																								
133	<p>4 災害派遣の要請手続 (1)・(2) [略] (要請系統) [別図] [略] 5～7 [略]</p>	<p>4 災害派遣の要請手続 (1)・(2) [略] (要請系統) [別図] [略] 5～7 [略]</p>																								
136	<p>第12節 防災ボランティア活動計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 防災ボランティアの受入れ (1) [略] (2) 町本部長は、<u>県から事務の委任を受けたときは</u>、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象に<u>に</u>することができる。 (3) [略] 3・4 [略]</p>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 防災ボランティアの受入れ (1) [略] (2) <u>県から事務の委任を受けた</u>町本部長は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象<u>と</u>することができる。 (3) [略] 3・4 [略]</p>																								
修正理由	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正 ○県地域防災計画の修正に伴う修正</p>																									

頁	現計画	修正案
139	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 義援金 (1) [略] (2) 配分 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>第14節 災害救助法の適用計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用基準 [略] ① [略]</p>	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 [略] 2 義援金 (1) [略] (2) 配分 受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>第14節 災害救助法の適用計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 法適用基準 [略] ① [略]</p>
142	<p>ア 町の区域内の被害世帯が <u>50</u> 世帯以上であるとき。</p> <p>イ 県の区域内の被害世帯が 1,500 世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が <u>25</u> 世帯以上であるとき。</p> <p>ウ <u>小災害内規運用基準において、滅失世帯が 25 世帯以上 50 世帯未満であるとき。</u></p> <p>エ <u>県の区域内の滅失世帯が 7,000 世帯以上あった場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯数が滅失した場合</u></p> <p><u>オ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合</u></p> <p>②・③ [略] 2～4 [略]</p>	<p>ア 町の区域内の被害世帯が <u>40</u> 世帯以上であるとき。</p> <p>イ 県の区域内の被害世帯が 1,500 世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が <u>20</u> 世帯以上であるとき。</p> <p>ウ <u>県の区域内の滅失世帯が 7,000 世帯以上あった場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯数が滅失した場合</u></p> <p>エ <u>多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合</u> [削除]</p> <p>②・③ [略] 2～4 [略]</p>
修正理由	<p>○町独自の計画（所要の修正） ○災害救助法適用基準の変更に伴う修正</p>	

頁	現計画	修正案																				
143	第4 救助の種類、程度、期間等 [略]	第4 救助の種類、程度、期間等 [略]																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																		
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																		
145	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>実費弁償</td> <td>[略]</td> <td> <u>1人1日当たり</u> <u>1 医師、歯科医師</u> 21,400円以内 <u>2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</u> 14,700円以内 <u>3 保健師、助産師及び看護師及び准看護師</u> 14,900円以内 <u>4 救急救命士</u> 14,800円以内 <u>5 土木技術者及び建築技術者</u> 16,300円以内 <u>6 大工、左官及びとび職</u> 28,200円以内 </td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実費弁償	[略]	<u>1人1日当たり</u> <u>1 医師、歯科医師</u> 21,400円以内 <u>2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</u> 14,700円以内 <u>3 保健師、助産師及び看護師及び准看護師</u> 14,900円以内 <u>4 救急救命士</u> 14,800円以内 <u>5 土木技術者及び建築技術者</u> 16,300円以内 <u>6 大工、左官及びとび職</u> 28,200円以内	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>実費弁償</td> <td>[略]</td> <td> 救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に定める額 </td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実費弁償	[略]	救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に定める額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
実費弁償	[略]	<u>1人1日当たり</u> <u>1 医師、歯科医師</u> 21,400円以内 <u>2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</u> 14,700円以内 <u>3 保健師、助産師及び看護師及び准看護師</u> 14,900円以内 <u>4 救急救命士</u> 14,800円以内 <u>5 土木技術者及び建築技術者</u> 16,300円以内 <u>6 大工、左官及びとび職</u> 28,200円以内	[略]	[略]																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																		
実費弁償	[略]	救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に定める額	[略]	[略]																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																		
146	第15節 避難・救出計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部 長</td> <td> 1 <u>地域住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き<u>勧告</u>、指示 [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>釜石海上保安部</td> <td> 1 必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> [略]	実施機関	担当業務	町本部 長	1 <u>地域住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き <u>勧告</u> 、指示 [略]	[略]	[略]	釜石海上保安部	1 必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略]	[略]	[略]	第15節 避難・救出計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部 長</td> <td> 1 <u>必要と認める地域の必要と認める住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>釜石海上保安部</td> <td> 1 必要と認める地域の<u>必要と認める</u>住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> [略]	実施機関	担当業務	町本部 長	1 <u>必要と認める地域の必要と認める住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略]	[略]	[略]	釜石海上保安部	1 必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略]	[略]	[略]
実施機関	担当業務																					
町本部 長	1 <u>地域住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き <u>勧告</u> 、指示 [略]																					
[略]	[略]																					
釜石海上保安部	1 必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略]																					
[略]	[略]																					
実施機関	担当業務																					
町本部 長	1 <u>必要と認める地域の必要と認める住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略]																					
[略]	[略]																					
釜石海上保安部	1 必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [略]																					
[略]	[略]																					
修正理由	○災害救助法施行細則の改正による修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																					

頁	現計画	修正案
147	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、原則として次の場合において時機を失することなく避難指示等を発令する。</p> <p>なお、町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>① 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保</u>を指示することができる。ただし、津波のおそれがある場合は、屋内での安全確保とはせず、できるだけ早く、できるだけ高いところへ移動する立退き避難を原則とする。</p> <p>②～③ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 避難の方法</p> <p>① [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、原則として次の場合において時機を失することなく避難指示等を発令する。<u>避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>なお、町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>① 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める</u>居住者等に対し、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保</u>を指示することができる。ただし、津波のおそれがある場合は、屋内での安全確保とはせず、できるだけ早く、できるだけ高いところへ移動する立退き避難を原則とする。</p> <p>②～③ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 避難の方法</p> <p>① [略]</p>
149	<p>② 避難は、<u>原則として徒歩</u>によるものとし、<u>車両</u>による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。</p> <p>③ [略]</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理</p> <p>① [略]</p>	<p>② 避難は<u>極力、徒歩、自転車又はオートバイ</u>によるものとし、<u>自動車</u>による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。</p> <p>③ [略]</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理</p> <p>① [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○県地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>○町独自の修正（地域の実情に合わせた修正）</p>	

頁	現計画	修正案
153	<p>② 町本部長は、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営管理に努める。</p> <p>ただし、指定避難所の運営管理においては自治会等住民組織や避難者による自治組織を運営主体とすることを基本としつつ、指定避難所の運営管理について、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、町本部長は必要な援助を行う。</p> <p>[略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ 町本部長は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と<u>の</u>連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>⑤ [略]</p>	<p>② 町本部長は、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営管理に努める。</p> <p>ただし、指定避難所の運営管理においては自治会等住民組織や避難者による自治組織を運営主体とすることを基本としつつ、指定避難所の運営管理について、専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努め、町本部長は必要な援助を行う。</p> <p>[略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ 町本部長は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>⑤ [略]</p>
154	<p>⑥ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営管理について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>⑦～⑮ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>⑥ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営管理について専門性を有したNPO・<u>ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>⑦～⑮ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6・7 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現計画	修正案											
155	<p>8 広域避難</p> <p><u>(1) 町本部長は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>(2) 町本部長は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 町本部長は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 町本部長は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p>8 広域避難</p> <p><u>(1) 県内広域避難</u></p> <p><u>① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。</u></p> <p><u>② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</u></p> <p><u>③ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p><u>④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。</u></p> <p><u>⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p><u>⑥ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。</u></p> <p><u>(法令に基づく報告又は義務)</u></p> <table border="1" data-bbox="847 1464 1437 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="847 1464 951 1664">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="951 1464 1066 1664">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="1066 1464 1289 1664">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1289 1464 1437 1664">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 1664 951 1899">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="951 1664 1066 1899">県内広域避難の協議をしようとするとき</td> <td data-bbox="1066 1664 1289 1899">県本部長</td> <td data-bbox="1289 1664 1437 1899">災害対策基本法第61条の4第2項</td> </tr> </tbody> </table>				報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令										
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項										
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正												

頁	現計画	修正案		
156		<p><u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u></p>	<p><u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> <u>3 県本部長</u></p>	<p><u>災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項</u></p>
		<p><u>県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき</u></p>	<p><u>1 協議先市町村長</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> <u>3 公示</u> <u>4 県本部長</u></p>	<p><u>災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項</u></p>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正			

頁	現計画	修正案			
157		協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市町村本部長		協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
		県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき		受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		<p>(2) 県外広域避難</p> <p>① 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。</p> <p>② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。</p> <p>③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</p>			
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正				

頁	現計画	修正案																
157		<p>④ <u>県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。</u></p> <p>⑤ <u>県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>⑥ <u>県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。</u></p> <p><u>(法令に基づく報告又は通知義務)</u></p> <table border="1" data-bbox="863 696 1425 1861"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 696 952 891">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="952 696 1074 891">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="1074 696 1334 891">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1334 696 1425 891">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 891 952 1200">県本部長</td> <td data-bbox="952 891 1074 1200">県外広域避難の協議をしようとするとき</td> <td data-bbox="1074 891 1334 1200">内閣総理大臣</td> <td data-bbox="1334 891 1425 1200">災害対策基本法第61条の5第3項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1200 952 1509"></td> <td data-bbox="952 1200 1074 1509">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="1074 1200 1334 1509">1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣</td> <td data-bbox="1334 1200 1425 1509">災害対策基本法第61条の5第9項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1509 952 1861"></td> <td data-bbox="952 1509 1074 1861">県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき</td> <td data-bbox="1074 1509 1334 1861">1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣</td> <td data-bbox="1334 1509 1425 1861">災害対策基本法第61条の5第12項</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項		県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令															
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項															
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項															
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項															
修正理由	○岩手県地域防災計画との整合性確保のための修正																	

頁	現計画	修正案			
157		<u>協議元市町村本部長</u>	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>
		<u>県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき</u>		<u>1 県本部長</u> <u>2 公示</u> <u>3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正				

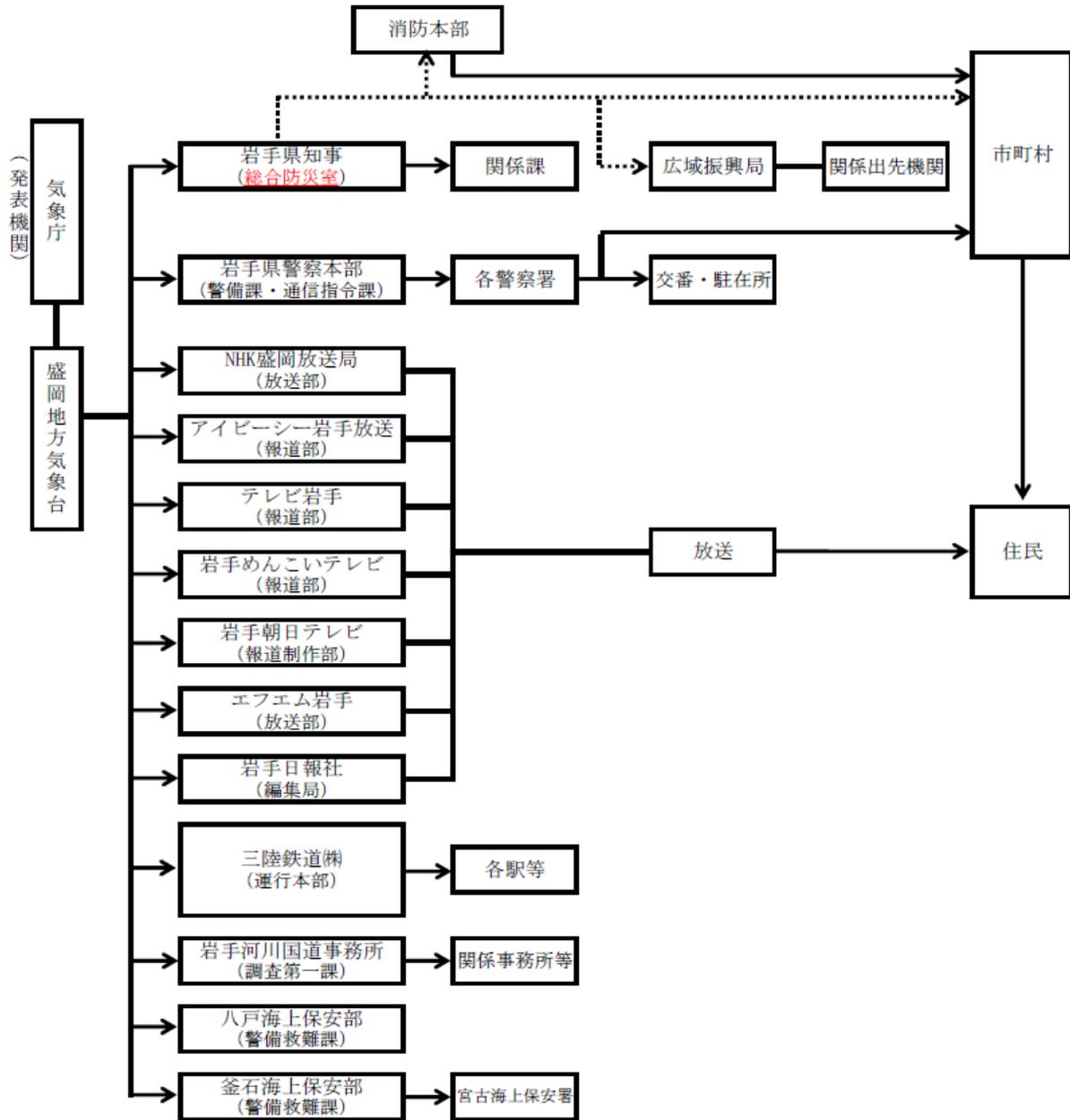
頁	現計画	修正案												
158		<p><u>(3) 他都道府県からの広域避難受入れ</u></p> <p><u>① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。</u></p> <p><u>② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p><u>③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。</u></p> <p><u>④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p><u>(法令に基づく報告又は通知義務)</u></p> <table border="1" data-bbox="858 965 1428 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="858 965 948 1160"><u>報告又は通知義務者</u></th> <th data-bbox="948 965 1070 1160"><u>報告又は通知の時期</u></th> <th data-bbox="1070 965 1299 1160"><u>報告又は通知先</u></th> <th data-bbox="1299 965 1428 1160"><u>根拠法令</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="858 1160 948 1429"><u>県本部長</u></td> <td data-bbox="948 1160 1070 1429"><u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u></td> <td data-bbox="1070 1160 1299 1429"><u>協議元都道府県知事</u></td> <td data-bbox="1299 1160 1428 1429"><u>災害対策基本法第61条の5第8項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1429 948 1899"></td> <td data-bbox="948 1429 1070 1899"><u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u></td> <td data-bbox="1070 1429 1299 1899"><u>協議先市町村長</u></td> <td data-bbox="1299 1429 1428 1899"><u>災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>報告又は通知義務者</u>	<u>報告又は通知の時期</u>	<u>報告又は通知先</u>	<u>根拠法令</u>	<u>県本部長</u>	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議元都道府県知事</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第8項</u>		<u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議先市町村長</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>
<u>報告又は通知義務者</u>	<u>報告又は通知の時期</u>	<u>報告又は通知先</u>	<u>根拠法令</u>											
<u>県本部長</u>	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議元都道府県知事</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第8項</u>											
	<u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議先市町村長</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>											
修正理由	<p>○所要の修正</p> <p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>													

頁	現計画	修正案			
158		<u>協議先市町村長</u>	<u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第6項</u>
161	<p>9 広域一時滞在 (1)～(2) [略] (3) 他都道府県広域一時滞在 [略] (4) <u>広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制</u> <u>県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u> (5) <u>他市町村からの被災住民に対する受入施設の指定</u> 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p>		<u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正				

頁	現計画	修正案												
<p>162</p> <p>174</p> <p>180</p>	<p>10 住民等に対する情報等の提供体制 (1)～(3) [略] (4) <u>居住地以外の市町村に避難する被災者</u>に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>第18節 食料供給計画</p> <p>第1 基本方針 (1)～(3) [略] [新規]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 813 826 972"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯地部隊</td> <td>1 災害派遣要請に基づく<u>炊き出し</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第20節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 (1)・(3) [略] (4) 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。</p> <p>第2・第3 [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく <u>炊き出し</u>	<p>10 住民等に対する情報等の提供体制 (1)～(3) [略] (4) <u>広域避難をした者</u>に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>第18節 食料供給計画</p> <p>第1 基本方針 (1)～(3) [略] (4) <u>町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="858 813 1428 972"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯地部隊</td> <td>1 災害派遣要請に基づく<u>給食</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第20節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 (1)・(3) [略] (4) <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。</u> (5) 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。</p> <p>第2・第3 [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく <u>給食</u>
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく <u>炊き出し</u>													
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく <u>給食</u>													
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正</p>													

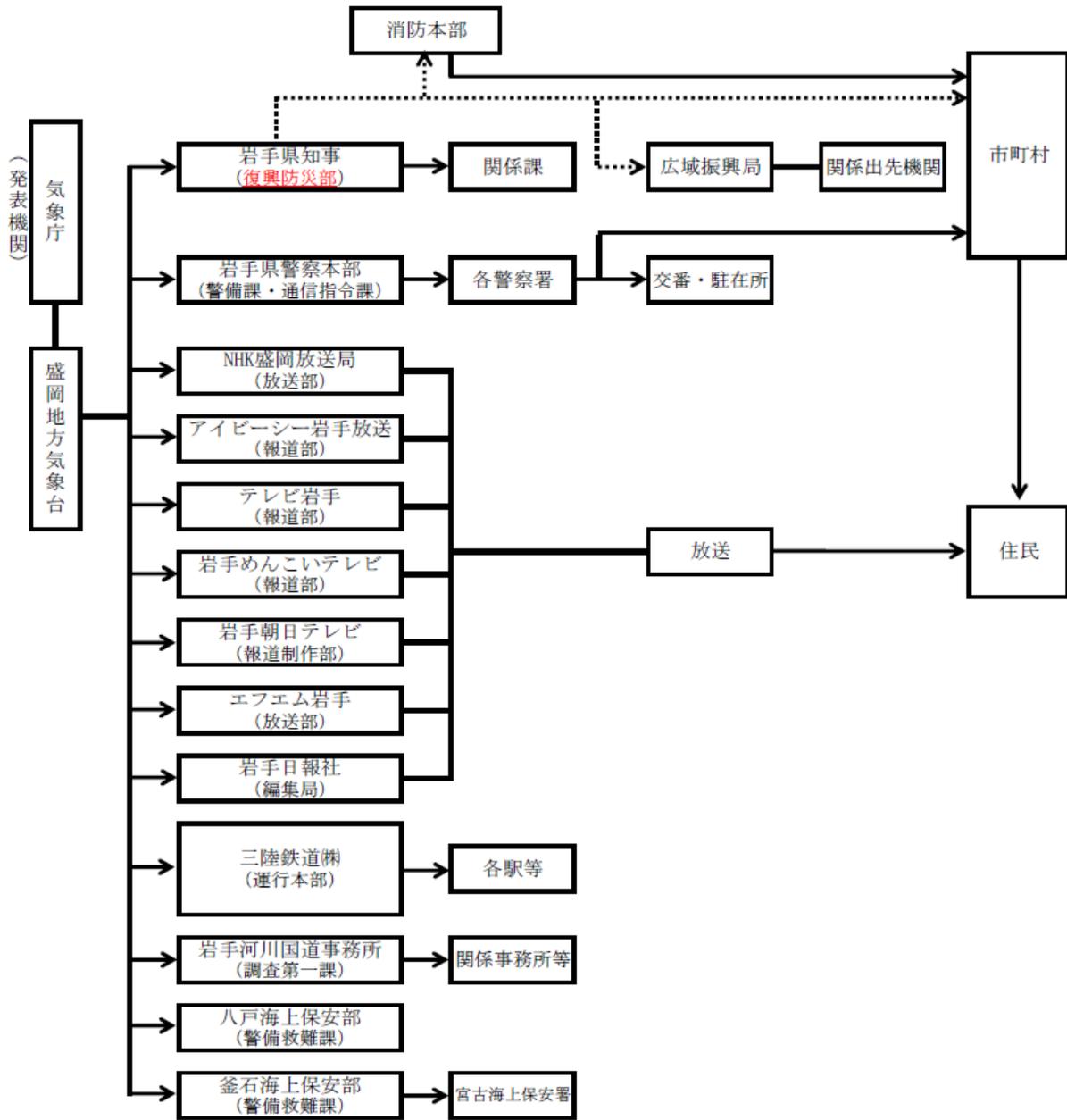
頁	現計画	修正案																						
188	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去 [略]</p> <p>（町本部の担当）</p> <table border="1" data-bbox="256 461 767 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産商工部</td> <td>水産班</td> <td>1 海上障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p> <p>第26節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 道路施設</p> <p>町本部長は、関係機関と速やかに協議の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。</p> <p>3 [略]</p> <p>第28節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 応援要請</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応援の要請先は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="256 1742 767 1839"> <tr> <td>岩手県総務部総合防災室 （岩手県防災航空センター）</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(3) [略]</p>	部	班	担当業務	水産商工部	水産班	1 海上障害物の除去	[略]	[略]	[略]	岩手県総務部総合防災室 （岩手県防災航空センター）	[略]	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去 [略]</p> <p>（町本部の担当）</p> <table border="1" data-bbox="858 461 1434 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産商工部</td> <td>水産班</td> <td>1 <u>漁港及び海上の</u>障害物除去</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p> <p>第26節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 道路施設</p> <p>町本部長は、関係機関と速やかに協議の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。</p> <p><u>県は、町が管理する町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ、町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第28節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 応援要請</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応援の要請先は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="858 1742 1434 1839"> <tr> <td>岩手県復興防災部消防安全課 （岩手県防災航空センター）</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(3) [略]</p>	部	班	担当業務	水産商工部	水産班	1 <u>漁港及び海上の</u> 障害物除去	[略]	[略]	[略]	岩手県復興防災部消防安全課 （岩手県防災航空センター）	[略]
部	班	担当業務																						
水産商工部	水産班	1 海上障害物の除去																						
[略]	[略]	[略]																						
岩手県総務部総合防災室 （岩手県防災航空センター）	[略]																							
部	班	担当業務																						
水産商工部	水産班	1 <u>漁港及び海上の</u> 障害物除去																						
[略]	[略]	[略]																						
岩手県復興防災部消防安全課 （岩手県防災航空センター）	[略]																							
修正理由	<p>○町独自の修正（所要の修正）</p> <p>○岩手県地域防災計画の修正の伴う修正</p> <p>○岩手県組織改編に伴う修正</p>																							

地震及び津波に関する情報伝達系統図



- (注) 1 は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) 1 は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

○岩手県組織改編に伴う修正

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画
[現計画]

緊急輸送道路の指定

<u>防災拠点等</u>	<u>路線名</u>	<u>防災拠点等</u>	<u>路線名</u>
<u>庁舎・中央公民館</u>	<u>中央・八幡線</u>	<u>山田消防署</u>	<u>(細浦・柳沢線、織笠・外山線、境田南線)</u>
<u>県立山田病院</u>	<u>細浦・柳沢線、織笠・外山線、境田南線</u>	<u>宮古警察署山田交番</u>	<u>(細浦・柳沢線、織笠・外山線、境田南線)</u>
<u>旧山田高校体育館</u>	<u>関口線</u>	<u>災害備蓄倉庫</u>	<u>田名部・新田線</u> <u>[三陸沿岸道路・豊間根緊急連絡路]</u>
<u>総合運動公園</u>	<u>総合運動公園線</u>	<u>大沢漁港</u>	<u>[県道]</u>
<u>山田漁港</u>	<u>国道海岸線</u>	<u>織笠漁港</u>	<u>跡浜海岸南側線</u>
<u>船越漁港</u>	<u>長林・大浦線、海蔵寺線、前須賀・タブの木荘線</u>	<u>大浦漁港</u>	<u>(長林・大浦線)</u>
<u>小谷島漁港</u>	<u>(長林・大浦線)、大浦・小谷島線</u>	<u>県立山田高等学校グラウンド</u>	<u>織笠・外山線</u>
<u>航空自衛隊山田分屯基地</u>	<u>(総合運動公園線)</u>	<u>豊間根小学校</u>	<u>豊間根・関口線</u>
<u>旧山田北小学校</u>	<u>沢田・関谷線</u>	<u>船越小学校</u>	<u>浦の浜・田の浜線</u>

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画
[修正案]

緊急輸送道路の指定

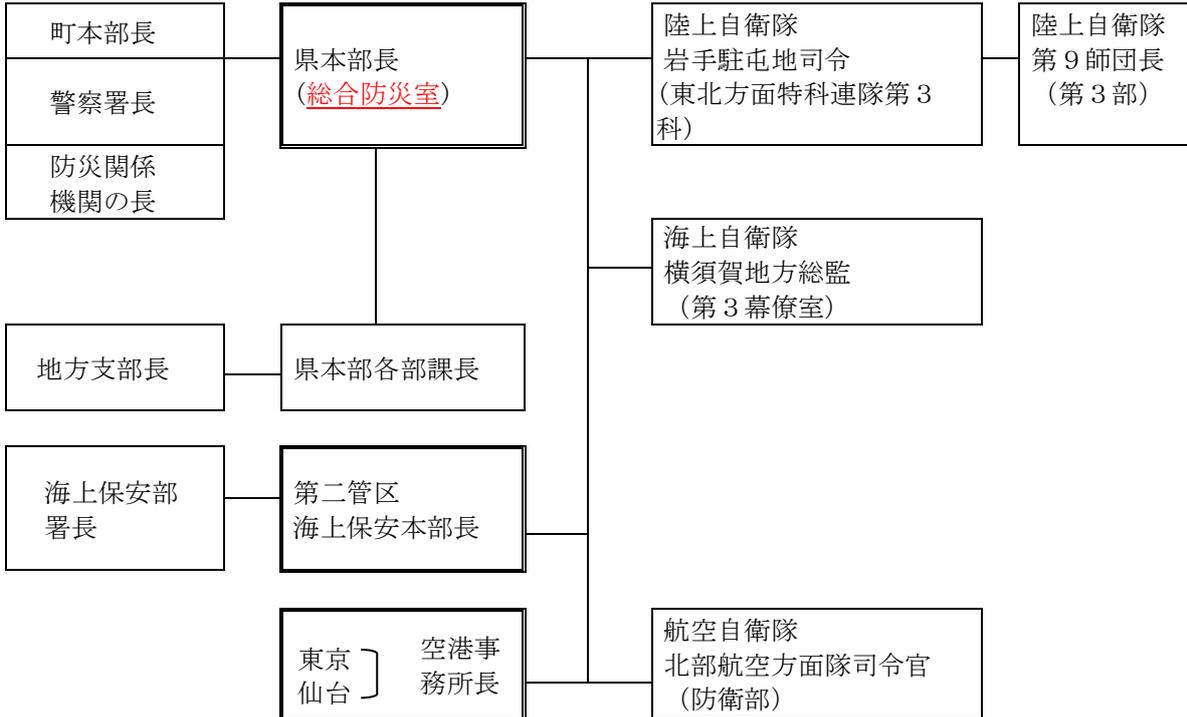
<u>防災拠点等</u>	<u>路線名</u>	<u>指定区間</u>
<u>庁舎・中央公民館</u>	<u>中央・八幡線</u>	<u>45号(中央町507-4)～八幡町409-1</u>
<u>県立山田病院</u>	<u>織笠・外山線、細浦・柳沢線</u>	<u>45号(織笠12-2-9)～飯岡1-21-1</u>
<u>旧山田高校体育館</u>	<u>関口線</u>	<u>45号(中央町504-2)～山田16-9-10</u>
<u>旧荒川小学校</u>	<u>白山・船石線、荒川小学校前線</u>	<u>豊間根20-37-3～荒川4-83-2</u>
<u>総合運動公園</u>	<u>総合運動公園線</u>	<u>45号(大沢4-20-138)～大沢13-203-2</u>
<u>山田漁港</u>	<u>国道海岸線</u>	<u>45号(中央町631)～川向町501-3</u>
<u>船越漁港</u>	<u>長林・大浦線、浦の浜・田の浜線、田の浜新開地3号線、前須賀・タブの木荘線</u>	<u>45号(船越6-75-1)～船越15-54-2</u>
<u>小谷島漁港</u>	<u>長林・大浦線、大浦南線、大浦・小谷島線</u>	<u>45号(船越6-75-1)～船越19-146</u>
<u>航空自衛隊山田分屯基地</u>	<u>総合運動公園線</u>	<u>45号(大沢4-20-138)～大沢13-203-2</u>
<u>旧山田北小学校</u>	<u>細浦・柳沢線、都市計画道路柳沢北浜線</u>	<u>45号(山田3-9-1)～山田13-44-2</u>
<u>山田消防署</u>	<u>境田南線</u>	<u>45号(境田町14-24)～飯岡1-21-4</u>
<u>宮古警察署山田交番</u>	<u>織笠・外山線、細浦・柳沢線</u>	<u>45号(織笠12-2-9)～織笠1-21-3</u>
<u>災害備蓄倉庫</u>	<u>下田名部線、田名部・新田線</u>	<u>45号(豊間根8-94-6)～豊間根10-124-2</u>
<u>道の駅やまだ(船越)</u>	<u>国道45号</u>	<u>45号(船越3-10-4)～船越6-141</u>
<u>大沢漁港</u>	<u>川向・上条線</u>	<u>45号(大沢1-44-10)～大沢2-52-3</u>
<u>織笠漁港</u>	<u>跡浜海岸南側線</u>	<u>45号(織笠12-200-4)～織笠11-300-2</u>
<u>大浦漁港</u>	<u>長林・大浦線</u>	<u>45号(船越6-75-1)～船越21-127-6</u>
<u>県立山田高校グラウンド</u>	<u>織笠・外山線、山田高等学校線</u>	<u>45号(織笠12-2-9)～織笠14-60-20</u>
<u>豊間根小学校</u>	<u>豊間根・関口線</u>	<u>45号(豊間根6-116-1)～豊間根7-58-1</u>
<u>船越小学校</u>	<u>長林・大浦線、浦の浜・田の浜線</u>	<u>45号(船越6-75-1)～船越10-45</u>

○岩手県地域防災計画の表記方法に統一

本編 第2編 第2章 震災応急対策計画

[現計画]

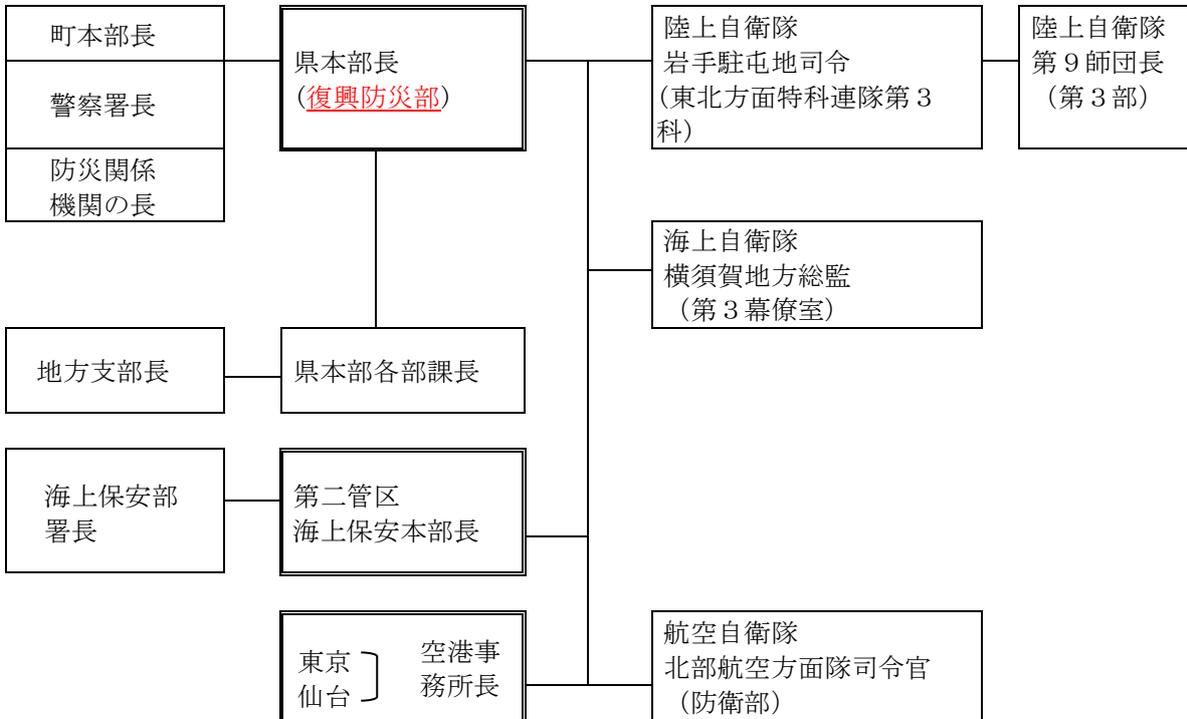
(要請系統)



- 注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。
 2 町本部長は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

[修正案]

(要請系統)



- 注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。
 2 町本部長は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

○岩手県組織改編に伴う修正